

山梨県公報

第二千四百号

平成二十六年
三月二十日

木曜日

目次

○換地計画の決定	一五九
○道路の供用開始	一五九
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	一五九
○公共測量の終了	一六〇
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	一六〇

告示

山梨県告示第八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営中山間地域総合整備事業(富士北麓水源の里地区平野工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成二十六年三月二十日

山梨県知事 横内正明

- 縦覧書類
換地計画書の写し
- 縦覧期間
平成二十六年三月二十一日から同年四月十八日まで
- 縦覧場所
山中湖村役場
- 異議申立期間
平成二十六年四月十九日から同年五月七日まで

山梨県告示第八十五号の二

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峽北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十六年四月十日まで一般の縦覧に供する。
平成二十六年三月二十日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の日
県道	甲府昇仙峡線	甲府市山宮町字鳴塚六〇番の九地先から 甲府市山宮町字深田一〇五番の三地先まで	一四五・三	平成二十六年三月二十日

山梨県告示第八十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所身延河川砂防管理課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十六年三月二十日

山梨県知事 横内正明

急傾斜地崩壊危険区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から八号までの標柱を順次結んだ線及び八号と一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域				
	標柱番号	郡	市	町	村
町方の1	七六五四三二一	南巨摩郡	身延町	身延	東谷
	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同
	同	同	同	同	同

八 同 同 同 三五三番

公 告

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、平成二十六年三月十二日付けで山梨県富士・東部建設事務所から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成二十六年三月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量（河川区域図作成）
- 二 作業期間 平成二十五年七月十日から平成二十六年三月四日まで
- 三 作業地域 都留市の一部（大平川・戸沢川）及び上野原市の一部（仲間川）

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十六年三月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 葎崎市中島二丁目二二六〇の一、二二六一、二二六一の二、二二六一の三、二二六二、二二六二の二、二二六三の一、二二六三の二、道及び水の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び葎崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葎崎市中島二丁目八番七十三号 株式会社葎崎自動車教習所 代表取締役 若尾 磯男